第3章　計画の基本的な方向

1. 計画の基本理念

この計画を進めるにあたっては、次の基本理念に基づき取り組んでいきます。

ひとりじゃないよ！いっしょに育とう

～ 子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむ街、はびきの～

地域の未来を担うのは、今、生まれ、育ちつつある子どもたちです。その子どもたちが今を心豊かにいきいきと生活できると同時に、自らの将来や地域の未来に向けて、夢をはぐくむために社会全体で支援していくことがこれからも必要です。

これからの羽曳野市は、人口の減少にあわせ、子どもの出生も減少していくことが予測されます。また、ニーズ調査結果において、子育ての不安や負担の軽減や子育てと仕事の両立支援をはじめ、まちづくりの観点からも子育てがしやすい安全・安心のまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした山積された課題を解決しながら、より子育てがしやすいまちづくりを進め、子どもが不利益をこうむることなく、このまちですくすくと育ち、未来への夢をはぐくむことができるよう、地域のおとなが参加しながら、子どもの成長を支えていくことが今後も必要です。

本計画では、これまで進めてきた計画での理念や方針を踏まえながら、家庭や学校、地域などが子どもの育ちを支え、その育ちを通じて、おとなもいっしょに成長するとともに、地域においても子育て家庭や子どもの育ちを寛容に見守り、子どもの笑顔が絶えないまちをめざし、上記理念を掲げ、今後の施策を展開していきます。

２. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、子どもの成長期に合わせ、ライフステージに応じた途切れることのない支援に努めます。また、子どもの成長に加えて、働く世帯やひとり親世帯など多様な世帯に関して、また子ども・子育て支援事業計画を踏まえた教育・保育サービスの量の見込みと確保方策等を設定し、今後５年間における子ども・子育て支援に関する総合的な施策の展開を、以下の８つの基本目標に沿って図ります。

（１）産まれくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり

子どもを安心して、出産し、育てていくことができるよう、周産期における相談・支援体制の充実をはじめ、母子保健事業を通じた子どもと母親の健康づくり、小児医療の充実に努めます。また、家庭での子育て力を高めるため、保健事業などを通じて、父親の育児などへの参加促進を図ります。

（２）楽しいことがいっぱいの幼児期をすごすことができる環境づくり

幼児期における子育ての不安や負担、つらさなどを軽減・解消することにつなげられるよう、地域の資源を活用した子育て支援をはじめ、地域子育て支援拠点事業などを活用した交流機会、育児相談の充実などに努めます。また、子ども・子育て支援事業計画に基づく、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

（３）のびのび育ち、楽しく学べる学童期をすごすことができる環境づくり

学童期の子どもたちがのびのびと楽しく学ぶことができるよう、きめ細かな学習支援や、楽しく、わかりやすい授業の取り組み、地域教育活動の展開など、多様な学校教育の確立に今後も継続して努めます。また、PTA 活動や教職員研修などを通じて学校教育の質の向上を図るとともに、留守家庭児童会の充実や放課後子ども総合プランの実施により、放課後児童の居場所づくりに努めます。

（４）希望に満ちた思春期をすごすことができる環境づくり

思春期の子どもの心身の健康の保持・増進をはじめ、学びの喜びや希望、豊かな人間関係をはぐくむため、知育・徳育・体育に基づく、多様な学びの場を提供するとともに、子どもが主体となるまちづくりを支援します。

（５）未来に向けての青年期をすごすことができる環境づくり

子どもたちの将来がより一層輝けるものになるよう、有害情報や非行問題、こころの問題などへの対応に努めます。また、青年期の自己実現や自立、さらには貧困対策につながるよう、就労支援や青年が主人公となれる地域づくりの支援に努めます。

（６）子どもや子育て家庭が望む教育・保育を受けることができる環境づくり

子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備・充実させ、教育・保育等のニーズに対応を図り、子どもが不利益をこうむることなく、成長できる環境づくりを進めます。

（７）さまざまな家庭が安心して子育てを行うことができる環境づくり

さまざまな家庭が安心して子育てをすることができる環境づくりに向けて、育児・介護休業制度をはじめ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及に向けた周知啓発を行います。また、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭、日本に住む外国人の子どもと保護者への生活支援など、多様な家庭への支援を充実します。さらに、家庭や地域における子育て力・教育力の向上を図るため、講習会・講座の開催、及び各種団体の活動の促進のための支援に努めます。

（８）子どもの権利や子育て家庭が守られ、安心して子どもが育つ環境づくり

子どもが権利の主体として尊重されるよう、子どもの権利擁護のための支援をはじめ、児童虐待防止ネットワークをより一層強化します。また、障がいのある子どもやその家庭への支援に向けて、早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの健全な発達支援に努めます。

子育て家庭が本市で安全・安心に生活できるよう、子どもに対する事故対策や防犯対策に加え、生活環境における安全確保を図ります。

3. 計画の施策体系

ひとりじゃないよ！いっしょに育とう
～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむ街、はびきの～

産まれくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり	●安全な妊娠・出産への支援 ●子どもと母親への健康支援 ●父親の子育て参加の促進
楽しいことがいっぱいの幼児期をすごすことができる環境づくり	●楽しくなる子育てへの支援 ●育児不安の軽減 ●教育・保育事業と子どもの居場所づくりへの支援
のびのび育ち、楽しく学べる学童期をすごすことができる環境づくり	●多様な学校教育の確立 ●魅力ある学校教育の推進 ●放課後活動などへの支援
希望に満ちた思春期をすごすことができる環境づくり	●学びの喜びと豊かな人間関係の構築 ●多様な学びの場の確保 ●スポーツ活動への支援 ●情報教育への支援 ●心と身体の健康づくりへの支援 ●子ども主体のまちづくりへの支援
未来に向けての青年期をすごすことができる環境づくり	●困難を有する若者への相談援助体制の整備 ●就労への支援 ●健全育成に向けた支援 ●青年が主人公の地域づくりの支援
子どもや子育て家庭が望む教育・保育を受けることができる環境づくり	●量の見込みを算出する項目 ●教育・保育事業の充実 【量の見込みと確保方策を記載】 ●地域子ども・子育て支援事業の充実 【量の見込みと確保方策を記載】 ●放課後子ども総合プランの実施
さまざまな家庭が安心して子育てを行うことができる環境づくり	●仕事と家庭生活の調和に向けた取り組みの推進 ●多様な家庭への支援 （羽曳野市母子家庭等自立支援計画） ●家庭・地域における子育て力・教育力の向上
子どもの権利や子育て家庭が守られ、安心して子どもが育つ環境づくり	●子どもの権利擁護への支援 ●障がいのある子どもやその家庭への支援 ●児童虐待防止のネットワーク化の推進 ●安全・安心なまちづくりの推進